

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月22日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 34 号

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2別館の項中「450」を「470」に、「650」を「680」に、「1,100」を「1,150」に、「900」を「940」に、「1,300」を「1,360」に、「2,200」を「2,300」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市美術館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(美術館)